

令和4年度庄内総合運動公園複合遊具設置工事

要求水準書

令和4年5月

大分県由布市

「令和4年度庄内総合運動公園複合遊具設置工事 要求水準書」（以下、要求水準書という。）は、由布市（以下、市という）が庄内総合運動公園複合遊具設置工事（以下、工事という。）について、設計及び施工業務を一括して行う事業者を、別に定める令和4年度庄内総合運動公園複合遊具設置工事实施要領（以下、要領という。）により募集し、事業を実施するために、市が事業者に要求する最低の仕様を提示するものである。

要領に基づく参加資格要件を有するプロポーザル参加者は、要求水準書の内容を十分に確認し、工事について理解を深め、より具体的な検討を加えた上で提案を行うこと。

1 事業内容等

- (1) 実施設計
- (2) 未就学児用遊具設置工事（基礎工事含む。）
- (3) 安全施設設置工事（遊び場セーフティサイン、安全マット、安全柵等）
- (4) 休憩施設設置工事（必要に応じて）
- (5) 園路、階段等設置工事（必要に応じて）
- (6) 遊具設置に伴う整地工事（安全領域確保のための土地造成・整地等）
- (7) 遊具資材搬入等に伴う仮設道整備工事（必要に応じて）
- (8) 遊具等設置に伴い支障となる施設（樹木等）の移設・撤去工事（必要に応じて）
- (9) 使用上の注意看板等設置工事

※ 上記のほか、事業のために必要となる工事や調査、手続き費用等を含む。

※ 提案上限額の範囲内で追加して実施可能な提案があれば積極的な追加提案を求める。

2 要求要件

(1) 目的物に関する事項

①提案上限額

25,000,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

②施工場所

由布市庄内町大龍1400番地

由布市庄内総合運動公園内（由布市庄内公民館みんなの広場）

③設置予定遊具等

幼児用複合遊具等（対象年齢：3歳～6歳）

乳幼児用遊具等（対象年齢：1歳～3歳）

④配慮事項

- ・遊具の材質・塗装は、使用期間が長寿命化するように耐久性が優れたものとする
こと。特に、遊具の主要部材については、可能な限り木材の使用は控えること。
- ・遊具は維持管理（交換・修理）がしやすい材質・構造とすること。
- ・地域産材の使用を積極的に検討すること。

- ・周辺の景観や地域特性に合った遊具設置・空間づくり（遊具の形状、色調、配置等）に配慮すること。
- ・遊具の基準「都市公園における遊具の安全確保に関する指針（改訂第2版）」（国土交通省）、「都市公園における遊具の安全確保に関する指針（別冊：子供が利用する可能性のある健康器具系施設）」（国土交通省）及び「遊具の安全に関する規準（JPFA-SP-S:2014）」（（一社）日本公園施設業協会）に準拠すること。
- ・（一社）日本公園施設業協会SP マーク表示認定企業の製品とすること。
- ・（一社）日本公園施設業協会の公園施設賠償責任保険に加入した製品とすること。
- ・（一社）日本公園施設業協会技術資格制度の公園施設製品安全管理士を有する者が遊具の設置・組立を行うこと。
- ・遊具の対象年齢、遊び方、注意事項などを記載した案内板、安全マット、安全柵等を適切に配置すること。
- ・遊具の対象年齢は1歳から6歳までとするが、事故回避のため1歳～3歳（乳幼児）と3歳～6歳（幼児）はエリア分けをすること。
- ・炎天下での利用について適宜日陰を設けるなど、利用者に対して配慮すること。
- ・自動車との接触の可能性がある場所（資料1 黄線）及び転落の可能性がある場所（資料1 赤線）について、十分な安全対策を講じること。
- ・周辺の眺望に対し、遊具の見え方を配慮すること。
- ・ユニバーサルデザインを踏まえた遊具の設置に配慮すること。
- ・本工事の実施に当たっては、基礎工事など市内業者を活用する下請施工や必要な資機材、消耗品等を市内業者から調達するなど市内業者の育成や地域経済の振興に配慮すること。
- ・未発表の提案であること。

（2）施工に関する事項

①工期

契約締結日の翌日から令和5年3月10日（金）まで

②施工計画

工程計画、施工方法等については、任意様式（A3版又はA4版）により提出すること。

③搬入

園内は、車両の通行を想定していない箇所もあるため、搬入車両によっては養生等による適切な対応を行うこと。

④施工時間帯

- ・工事を施工しない日 原則土曜日・日曜日及び祝日

- ・工事を施工しない時間帯 原則平日の午後5時から午前8時30分まで
- ⑤受注者は「都市公園の遊具の安全確保に関する指針（国土交通省最新版）」、「大分県土木工事共通仕様書（最新版）」等に基づき設計及び工事を履行すること。
- ⑥受注者は、実施設計の詳細図面に明記してある材料について、監督員の承諾を得て速やかに手配を行い、工事の進捗に遅延のないようにすること。また、設置前に監督員へ連絡し、材料の検収を行うこと。
- ⑦工事完成写真作成の際は、工程毎に各段階（着手前、完成、施工状況、出来形管理、品質管理、その他）に整理し、工事過程が容易に把握できるようにすること。
- ⑧土木工事施工管理基準に基づき、出来形管理図表・品質管理図表を作成すること。
- ⑨遊具等の品質確認検査（部材塗装前の溶接状況、塗装膜厚確認等）及び竣工時の社内検査（出来形確認）の状況写真を提出すること。
- ⑩現場より発生する建設副産物については、適正に処分すること。
- ⑪構造上必要な地盤支持力について現地確認を行い、不足する場合は必要な措置を講じること。
- ⑫工事区域は工事関係者以外の出入りがないよう進入防止柵等で封鎖するとともに、工事車両の通行の際は交通誘導員を配置する等安全対策を行うこと。また、一般の公園及び公民館利用者の安全を第一とすること。
- ⑬当該整備区域内に、給水設備、電気設備が埋設されているため、遊具等の設置にあたり損傷しないよう注意すること。（詳細は別添資料参照）
- ⑬工事に伴い、既設の公園施設等を破損した場合は、受注者により補修等行うこと。
- ⑭その他、不明な点については、監督員の指示によること。

3 提案を求める範囲

(1) テーマ

子ども達にとって魅力的で十分満足できることを前提に、乳幼児を抱える保護者が「初めての公園遊びの場」として安心して選ぶことができ、幼児期においても遊ぶことを通して「子どもの成長が感じられる場」となるようなテーマを盛り込んだ遊具の提案とすること。

(2) 目的物のデザイン・構造・機能

上記2（1）「目的物に関する事項」を満たした目的物のレイアウトを含むデザイン（完成予想図）、構造、機能についての提案とすること。

また、庄内地域の特性や特産などを取り入れ、庄内公民館及び周辺施設と一体となった地域コミュニティの場となるよう工夫すること。

多様な遊び方（登る、くぐる、滑る等）により子どもの五感や好奇心を刺激し、自発性や創造性の向上、体力作りに資する遊具の構成・機能性を持つ遊具の提案を求めます。

(3) 安全対策

利用者が安心して遊べる配慮や工夫、また子どもの予期せぬ遊び方に対するの対策等について提案を求めます。

(4) 維持管理を容易にするための提案

各使用材料別に検討するとともに、目的物全体としての維持管理を低減できる対策の提案をすること。

4 参考資料

航空写真（資料1）、各種図面（資料2）